

決 定 要 旨

被 審 人（住所） 京都府
（氏名） A

上記被審人に対する平成23年度（判）第29号金融商品取引法違反審判事件について、金融商品取引法（以下「法」という。）185条の6の規定により審判長審判官安木進、審判官松葉知久、同佐藤しほりから提出された決定案に基づき、法185条の7第1項の規定により、下記のとおり決定する。

記

1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金10万円
- (2) 課徴金の納付期限 平成24年5月30日

2 事実及び理由

課徴金に係る法178条1項各号に掲げる事実、法令の適用及び課徴金の計算の基礎は、別紙のとおりである。

被審人は、第1回審判の期日前に、課徴金に係る法178条1項16号に掲げる事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出しており、上記事実が認められる。

平成24年3月29日

金融庁長官 畑中龍太郎

(別紙)

1 課徴金に係る法178条1項各号に掲げる事実

法178条1項16号に該当

被審人は、平成23年4月4日、大阪府堺市美原区小平尾451番地に本店を置き、陶磁器及び建築用設備機器の製造並びに販売等を目的とし、その発行する株式が大阪証券取引所市場第二部に上場されているアサヒ衛陶株式会社（以下「アサヒ衛陶」という。）の役員であったBから、同人がその職務に関し知った、同社の平成22年12月1日から平成23年11月30日までの会計期間の当期純利益について、平成23年1月17日に公表がされた直近の予想値500万円に比較して、同社が新たに算出した予想値において投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとして内閣府令で定める基準に該当する差異が生じた事実の伝達を受けながら、法定の除外事由がないのに、新たに算出した予想値が7400万円として公表がされた平成23年4月14日より前の同月6日及び同月12日、C証券株式会社D支店を介し、大阪府中央区北浜一丁目8番16号所在の株式会社大阪証券取引所において、自己の計算において、アサヒ衛陶の株式合計2000株を買付価額合計12万4000円で買い付けたものである。

2 法令の適用

法175条1項2号、166条3項、1項1号、2項3号、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令51条3号、法176条2項

3 課徴金の計算の基礎

(1) 法175条1項2号の規定により、当該有価証券の買付けについて、業務等に関する重要事実の公表がされた後2週間における最も高い価格に当該有価証券の買付けの数量を乗じて得た額から当該有価証券の買付けをした価格にその数量を乗じて得た額を控除した額。

$$(116 \text{ 円} \times 2,000 \text{ 株}) - (60 \text{ 円} \times 1,000 \text{ 株} + 64 \text{ 円} \times 1,000 \text{ 株}) = 108,000 \text{ 円}$$

(2) 法176条2項の規定により、上記(1)で計算した額の1万円未満の端数を切捨て。